

平成22年度地籍調査事業について

土木課 内線516

■地籍調査とは

地籍調査とは、国土調査法に基づいて実施されるもので、一筆ごとの土地について、その所有者・地番・地目の調査、境界及び面積に関する測量を行い、その結果で「地籍簿」や「地籍図」を作成する事業です。

地籍調査で作成された地籍簿と地籍図は、その写しが登記所に送付され、地籍簿とともに土地登記簿が書き改められ、地籍図が不動産登記法による地図として備え付けられます。正確な地籍図が整備されることで、土地のトラブルの防止や災害の復旧、土地取引の円滑化などを図ることができます。

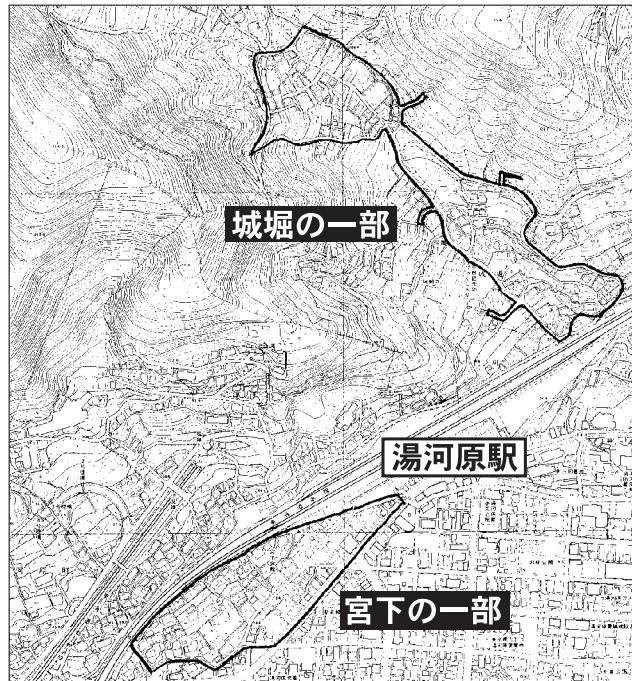
■今年度の実施内容

城堀地区の一部と宮下地区の一部（右図参照）で、皆さんが所有する土地と町が管理する道路、水路との境界を現地確認していただきます。



（本年11月を予定）

※対象の方には、詳しい調査内容やスケジュールを後日おしらせします。



安全・安心まちづくり

現地確認の準備のため、8月以降、担当職員や委託業者が対象区域内で作業を行います。

作業員は黄色の腕章と身分証明書を携帯しています。皆さんのご理解をお願いします。

外壁・屋根の塗り替えや建て替えには届け出が必要です

都市計画課 内線534

家を建てたり、増改築、塗り替えなどを行う場合には、建築物の色彩やデザイン、高さなどを定めた景観計画の基準を遵守し、また、一定規模以上となる場合には都市計画課へ届け出が必要となります。



■届け出が必要な規模

○家などを建てる場合

延床面積が 150m^2 （温泉場地区では 10m^2 ）を超えるもの、または3階建て以上

○外壁や屋根を塗り替える場合

塗り替える部分の面積の合計が 50m^2 （温泉場地区では 10m^2 ）を超えるもの

※温泉場地区とは、観光会館から不動滝までの商業地域の用途が指定されている区域です。

津波対策訓練を行いました

地域政策課 内線233

梅雨明けが発表され、いよいよ本格的な夏到来となつた7月17日(土)に、海水浴客でにぎわう湯河原海水浴場を会場に、神奈川県と湯河原町合同の津波対策訓練を行いました。

この訓練では、相模湾・三浦半島に対して津波警報が発表され、津波が発生したことを想定し、海水浴客の避難誘導訓練、ヘリコプターや船舶などを使用した救出救助訓練などを行いました。

